

## 宮城県農業改良資金事務取扱要領の全部を改正する要領

宮城県農業改良資金事務取扱要領（平成14年9月6日施行）の全部を次のように改正する。

### （趣旨）

第1 この要領は、農業改良資金制度の運営及び事務取扱いについて、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、旧農業改良資金貸付規則（平成14年宮城県規則第100号。）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）及び宮城県農業経営改善関係資金運営要領（平成14年8月1日施行。）によるほか、この要領によるものとする。

### （定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業改良資金 法第2条の資金をいう。
- (2) 農業改良措置 法第2条に規定するものをいう。
- (3) 融資機関 法第3条第2項で規定する農業協同組合（以下「農協」という。）若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他政令で定めるものをいう。
- (4) 公庫 (株)日本政策金融公庫をいう。

### （農業改良措置の認定等）

第3 地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長（以下「所長等」という。）は、法第6条の規定により農業改良資金貸付資格認定申請書（要綱様式1、2及び6。以下「申請書」という。）の提出及び公庫及び融資機関からの送付（要綱様式4）を受けたときは、当該申込みに係る書類の審査を行うものとする。

この場合は、宮城県農業金融地方審査会設置運営要領（昭和59年4月1日施行）による宮城県農業金融地方審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとし、特に必要と認められる場合は農業改良普及センター、市町村、農業委員会及び農協等に対して、農業改良措置に係る意見書を求めることができるものとする。

また、農業改良措置の審査基準については、「農業改良資金制度の運用について（平成14年9月6日経金第381号）」に基づくこととする。

- 2 所長等は、審査会の意見を勘案し、農業改良措置の認定の可否を決定するものとする。
- 3 所長等は、審査結果に基づき農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（要綱様式3）を農業者等（以下「申請者」という。）に送付するとともに審査結果の通知（要綱様式5）を公庫等へ行う。  
また、直接申請者から申請書が提出された場合においては、受理してから3週間以内に、公庫及び融資機関を経由して申請書が提出された場合には、受理してから2週間以内に審査結果を通知するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 4 所長等は、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書の写しを農林水産部農林水産経営支援課長へ速やかに送付するものとする。

### （指導体制）

第4 所長等は、農業改良普及センター、市町村、農業委員会及び農協等の関係機関の協力を得て申請者の経営状況を把握し、貸付金に係る事業計画の所期の目的が達成されるよう助言指導に当たるものとする。

### （その他）

第5 その他必要な案件については、その都度協議の上処理することとする。

### 附則

- 1 この要領は平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正前に既に貸し付けられた資金の貸付条件、貸付金の償還方法、事務取扱い等はなお従前のおりとする。また、改正前に申込みをした者（融資機関含む）に対しては、引き続き都道府県による貸付けができ、その取扱いは従前のおりとする。

## 宮城県農業改良資金事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、農業改良資金制度の運営及び事務取扱いについて、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、旧農業改良資金貸付規則（平成14年宮城県規則第100号。）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）及び宮城県農業経営改善関係資金運営要領（平成14年8月1日施行。）によるほか、この要領によるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業改良資金 法第2条の資金をいう。
- (2) 農業改良措置 法第2条に規定するものをいう。
- (3) 融資機関 法第3条第2項で規定する農業協同組合（以下「農協」という。）若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他政令で定めるものをいう。
- (4) 公庫 (株)日本政策金融公庫をいう。

### (農業改良措置の認定等)

第3 地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長（以下「所長等」という。）は、法第6条の規定により農業改良資金貸付資格認定申請書（要綱様式1、2及び6。以下「申請書」という。）の提出及び公庫及び融資機関からの送付（要綱様式4）を受けたときは、当該申込みに係る書類の審査を行うものとする。

この場合は、宮城県農業金融地方審査会設置運営要領（昭和59年4月1日施行）による宮城県農業金融地方審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとし、特に必要と認められる場合は農業改良普及センター、市町村、農業委員会及び農協等に対して、農業改良措置に係る意見書を求めることができるものとする。

また、農業改良措置の審査基準については、「農業改良資金制度の運用について（平成14年9月6日経金第381号）」に基づくこととする。

- 2 所長等は、審査会の意見を勘案し、農業改良措置の認定の可否を決定するものとする。
- 3 所長等は、審査結果に基づき農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（要綱様式3）を農業者等（以下「申請者」という。）に送付するとともに審査結果の通知（要綱様式5）を公庫等へ行う。  
また、直接申請者から申請書が提出された場合においては、受理してから3週間以内に、公庫及び融資機関を経由して申請書が提出された場合には、受理してから2週間以内に審査結果を通知するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 4 所長等は、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書の写しを県農業振興課長へ速やかに送付するものとする。

### (指導体制)

第4 所長等は、農業改良普及センター、市町村、農業委員会及び農協等の関係機関の協力を得て申請者の経営状況を把握し、貸付金に係る事業計画の所期の目的が達成されるよう助言指導に当たるものとする。

### (その他)

第5 その他必要な案件については、その都度協議の上処理することとする。

### 附 則

- 1 この要領は平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正前に既に貸し付けられた資金の貸付条件、貸付金の償還方法、事務取扱い等はなお従前のおりとする。また、改正前に申込みをした者（融資機関含む）に対しては、引き続き都道府県による貸付けができ、その取扱いは従前のおりとする。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。